

加古川市屋外広告物等違反指導要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 228条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の規定により加古川市の事務となった屋外広告物法(昭和24年法律第 189号。以下「法」という。)及び屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号。以下「条例」という。)の規定に違反して表示又は設置されている屋外広告物及び掲出物件(以下「違反広告物等」という。)に係る違反指導に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、法及び条例の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 違反通知書 許可等の申請(以下「許可申請」という。)の手続違反又は許可基準等に違反している旨を通知し、許可申請の提出又は指導を受けるための来庁を促す文書をいう。
- (2) 催告書 期限を定めて、許可申請の提出又は是正措置を具体的に示した計画書の提出を促す文書をいう。
- (3) 効告書 期限を定めて、許可申請の提出、違反広告物等の除却又は是正を行うことを効告する文書をいう。
- (4) 是正計画書 違反広告物等の改修、除却その他の是正措置を具体的に記載した計画書をいう。

(違反物件の調査方法)

第3条 違反指導を担当する職員(以下「担当職員」という。)は、巡回により法及び条例の規定に違反している疑いのある屋外広告物等を発見したとき又はこれらに関する通報を受けたときは、速やかに必要な調査を行い、法及び条例の規定に違反している事実及び第6条に規定する違反指導等の適切な相手方を確認するものとする。

- 2 調査は、調査時の現況を写真及び書面で記録することにより行うものとする。この場合における写真の撮影に当たっては、撮影年月日を判読できるようにしておくものとする。
- 3 担当職員は、条例第29条第1項の規定に基づき住居の敷地等民有地に立ち入り調査をする場合には、あらかじめその居住者等の承諾を得ておかなければならない。承諾が得られないときは、立ち入らないものとする。

4 担当職員は、調査に当たっては、条例第29条第2項の規定に基づきその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 調査の結果、違反広告物等と認められるときは、違反広告物台帳を作成するものとする。

(違反指導の相手方)

第4条 この要領に基づく違反指導、措置命令等を行う際は、原則として、当該違反広告物等を表示、設置又は管理する者（以下「指導の相手方」という。）を相手方とする。

2 前項の指導の相手方の特定にあたっては、当該違反広告物等が表示、設置されている土地、建物等の所有者又は関係機関に確認を行うものとする。

(関係機関との協議)

第5条 違反広告物等が他法令に触れると認められるときは、関係機関又は関係所属に連絡し、当該機関又は所属と協議するものとする。

(違反指導)

第6条 違反広告物等の是正については、次の各号のとおり指導するものとする。

(1) 無許可適法の場合

ア 指導の相手方の適切な送達先を確認する。

イ 指導の相手方が特定できれば、違反通知書を送付又は直接交付により送達する。

ウ イの違反通知書による期限までに許可申請がないとき又は指導の相手方が来庁しないときは、催告書を送付又は直接交付により送達する。

エ ウの催告書の期限までに許可申請等がないときは、勧告書を送付又は直接交付により送達する。

オ エの勧告書の期限までに当該違反広告物等に対する許可申請又は除却をしないときは、原則として条例第18条第1項の規定に基づく措置命令を行う。

(2) 無許可不適法の場合

ア 指導の相手方の適切な送達先を確認する。

イ 指導の相手方が特定できれば、違反通知書を送付又は直接交付により送達する。

ウ イの違反通知書の期限までに指導の相手方が来庁しないときは、催告書を送付又は直接交付により送達する。

エ ウの催告書の期限までに是正計画書の提出等がないときは、勧告書を送付又は直接交付により送達する。

- オ エの勧告書の期限までに当該違反広告物等を是正しないときは、原則として条例第18条第1項の規定に基づく措置命令を行う。
- カ 指導の過程で当該違反広告物等を自主撤去し、又は是正のための許可を取得し、是正措置が完了したときは、担当職員により是正完了確認を行う。
- キ 是正計画書が提出されたときは、下記により取り扱う。
- (ア) 是正期限は、提出日から1年以内とする。
- (イ) 是正計画の内容を審査し、不備等があれば必要な補正を指導する。
- (ウ) 是正期限までの間、適宜進捗状況を確認する。
- (エ) 是正期限までに是正がされない場合は、原則として条例第18条第1項の規定に基づく措置命令を行う。

(3) 変更未申請、未更新で適法な場合

- ア 違反通知書を指導の相手方に送付又は直接交付により送達する。
- イ アの違反通知書による期限までに許可申請がないときは、再度、違反通知書を指導の相手方に送付又は直接交付により送達する。
- ウ イの違反通知書による期限までに許可申請がないとき又は指導の相手方が来庁しないときは、催告書を送付又は直接交付により送達する。
- エ ウの催告書の期限までに許可申請等がないときは、勧告書を送付又は直接交付により送達する。
- オ エの勧告書の期限までに当該違反広告物等に対する許可申請又は除却をしないときは、原則として条例第18条第1項の規定に基づく措置命令を行う。

(4) 変更未申請、未更新で不適法な場合

- ア 違反通知書を指導の相手方に送付又は直接交付により送達する。
- イ アの違反通知書の期限までに指導の相手方が来庁しないときは、催告書を送付又は直接交付により送達する。
- ウ イの催告書の期限までに是正計画書の提出等がないときは、勧告書を送付又は直接交付により送達する。
- エ ウの勧告書の期限までに当該違反広告物等を是正しないときは、原則として条例第18条第1項の規定に基づく措置命令を行う。
- オ 指導の過程で当該違反広告物等を自主撤去し、又は是正のための許可を取得し、是正措置が完了したときは、担当職員により是正完了確認を行う。
- カ 是正計画書が提出されたときは、下記により取り扱う。
- (ア) 是正期限は、提出日から1年以内とする。
- (イ) 是正計画の内容を審査し、不備等があれば必要な補正を指導する。

- (ウ) 是正期限までの間、適宜進捗状況を確認する。
- (エ) 是正期限までに是正がされない場合は、原則として条例第18条第1項の規定に基づく措置命令を行う。

(措置命令)

第7条 措置命令については、次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 措置命令書の送付は、配達証明郵便、内容証明郵便、手交若しくは差し置きのいずれかの方法により行う。
- (2) 措置を完了する期限は、発送の日から起算して概ね1箇月以内の期限とする。
- (3) 措置命令を行った時点（命令書の日付と同日）における現場の状況を記録するため、写真の撮影を行い、後日の証拠として保存する。
- (4) 措置命令を行ったときは、命令を行った旨を公示する。
- (5) 措置命令を行ったのち、違反広告物等を撤去したとき、又は是正のための許可を取得し、違反広告物等の是正措置が完了したときは、担当職員により是正完了確認を行う。

(刑事告発及び行政代執行)

第8条 措置命令を行った場合において、命令書の期限を経過しても措置がされないときは、原則として、加古川警察署長に刑事告発について協議するとともに、法第7条第3項に基づき行政代執行法（昭和23年法律第43号）に定めるところによる措置を行う。

(指導の相手方が特定できない場合)

第9条 指導の相手方が特定できない場合の略式代執行については、次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 条例第18条第2項に基づく公告を行う。
- (2) 公告の期限が到来し、かつ、当該違反広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者が判明しなかった場合は、当該違反広告物等について略式代執行を行い、保管する。

附 則

この要領は、平成27年3月1日から施行する。